



お知らせ

尾久ふれあい館が休館

10月13日(祝)は、尾久ふれあい館が全館保守点検・特別清掃のため、休館となります。

問合せ 尾久ふれあい館
☎(3809) 2511
FAX(3809) 2522

荒川区子ども子育て会議

日時 8月27日(水) 午後1時30分～3時30分
会場 サンパール荒川5階第7集

会室
*傍聴希望者は、直接会場へお越し下さい(定員20人(先着順))
問合せ 子育て支援課
☎内線3811

区政世論調査にご協力下さい

今後の区政運営の参考とするために、区民の皆さんの意識や区政へのご意見を伺います。ご協力をお願いします。

調査をお願いする方には、調査票を送付します。返信用封筒で郵送するか、荒川区ホームページ(アドレスは1面下欄参照)から電子申請で回答して下さい。
期間 9月24日(水)まで
対象 区内在住の20歳以上の方、2500人(無作為抽出)
問合せ 秘書課 ☎内線2163

荒川区芸術文化振興プラン(改定版)を策定

芸術文化振興を図るため、「荒川区芸術文化振興プラン(改定版)」を策定しました。

26、30年度を計画期間とし、区民が主役の芸術文化の振興により区民の幸福実感を高め、区の魅力

日常生活圏域ニーズ調査(再調査)の訪問回収にご協力を

24・25年度の日常生活圏域ニーズ調査に未回答で、要介護認定を受けていない方に再調査を行いました。未回答の一部の方に、10月

中旬までに回答の依頼に訪問します。ご協力をお願いします。
訪問業者 株式会社アイヴィジツト
問合せ ☎内線2521

成年後見制度説明会基礎編(無料)

日時 9月3日(水) 午後1時30分～3時(要予約)

会場・予約・問合せ あんしんサポートあらかわ(荒川区社会福祉協議会内)
☎(3802) 3396
FAX(3891) 5290

あらかわ遊園の観覧車が運行休止

点検・整備のため、観覧車の運行を終日休止します。

期間 8月26日(火)～28日(木)
問合せ あらかわ遊園
☎(3893) 6003
FAX(3893) 6089

介護保険の更新申請を

要介護認定で「要支援」「要介護」認定を受けた方が、認定の有効期間終了後も引き続き介護保険のサービスを利用する場合は、更新申請が必要です。介護保険被保険者証の有効期間が9月30日、サービス継続を希望する方は7月末に郵送した申請書を持って、出来るだけ8月中旬に申請して下さい。

申請場所 区役所2階介護保険課
区内の地域包括支援センター
*本人の他、家族や居宅介護支援事業者が代行して申請出来ます
問合せ 介護保険課
☎内線2433

「ねんきんネット」で年金記録が確認出来ます

日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)から、個人の年金記録の内容等を確認出来ます。インターネットの利用が難しい方は、区役所1階国民年金課でも利用出来ます。

年金手帳・納付書等、年金番号の分かる書類及び本人を確認出来るもの(運転免許証、パスポート、あらかわMyカード等)をお持ち下さい。代理人が利用する場合は、この他に委任状及び代理人本人の確認が出来るものが必要です。
問合せ 国民年金課
☎内線2413

いざという時に備えて

防災訓練に参加しましょう

9月1日(月)の防災の日の前後に、各町会・自治会が実施する防災訓練が行われます。いざという時のために、初期消火・応急救護等、さまざまな訓練を体験しましょう。直接会場へお越し下さい。
日時・会場等 下表のとおり
*9月以降の訓練は、9月1日号の区報に掲載します
*訓練内容は町会・自治会によって異なります
問合せ 防災課 ☎内線492

期日	地域	町会	会場	時間
8月24日(日)	南千住西部	南千住協和会	第二瑞光小学校	午前10時～11時45分
	荒川東部	荒川一丁目日本町会	第三峡田小学校	午前10時～正午
8月30日(土)	日暮里	東日暮里三丁目三河島町会	東日暮里三丁目児童遊園	午前9時30分～正午
8月31日(日)	荒川東部	荒川三丁目東町会	前沼児童遊園	午前8時～11時50分
		東日暮里六丁目町会	西日暮里一丁目広場	午前10時～11時30分
		東日暮里四丁目町会	東日暮里四丁目児童遊園	午前8時30分～11時30分
	日暮里	東日暮里五丁目町会	日暮里南公園	午前8時30分～正午
		東日暮里1・2丁目町会	東日暮里1・2丁目町会会館	午前8時30分～正午
		東日暮里一丁目正庭町会	東日暮里一丁目公園	午前9時30分～11時30分

歩きやすいきれいなまちに

違反広告物を無くしましょう

区では、電柱や街路樹などに貼られた貼り紙や看板などのうち、条例や規則に反した違反広告物の撤去を行っています(25年度は約8千件)。違反広告物排除の強化と環境美化の向上を図るため、区民の皆さんによる「違反広告物除却協力員制度」を設け、取り組みを強化しています。

違反広告物を見つけたら、区へご連絡下さい。
*屋外広告物の表示は許可申請を
屋外広告物は、建物の屋上や外壁に設置されている会社名等の商業広告だけでなく、文字が表示されていない絵や商標、シンボルマーク等も含まれます。区内で屋外広告物の表示等をする場合は、区

省エネの助成金をご利用下さい

環境配慮設備や環境経営システム導入費用の一部を助成します。また、「街なかメガソーラー」に登録し、大規模停電時の電力提供について区と協定を結ぶことで、太陽光発電システム設置助成を乗せる制度があります。

対象 区内在住の方または区内に事業所を有する事業者

助成要件
▽エコ助成：助成金の申請を工事

助成対象	助成限度額
太陽光発電システム機器設置	30万円
自立運転機能付太陽光発電装置用パワーコンディショナーへの取り替え	10万円
家庭用蓄電システム設置(電気自動車・住宅間電力相互供給装置も対象)	10万円
屋上緑化施工	30万円
壁面緑化施工	30万円
雨水貯水槽設置	30万円
家庭用燃料電池装置(エネファーム)設置	5万円
ガスエンジン給湯器(エコウィル)設置	2万5000円
太陽熱ソーラーシステム設置	20万円
太陽熱温水器設置	8万円
事業所の省エネルギー導入(省エネ診断結果に基づき導入する省エネ機器設置)	30万円
エコアクション21認証取得助成(認証登録料と登録審査料の一部を助成)	10万円

申請・問合せ 環境課 ☎内線483

道路上の看板や日よけなどは道路占用許可申請を

道路上に、看板や日よけ等が出る場合や、工事などで足場や仮囲い等を設置する場合は、道路管理者に許可申請をして下さい。

表示面積2.0平方メートル以下の自家用広告物等は道路占用料金が免除されます
道路占用料が免除になる物件でも、道路占用許可申請が必要で、許可を受けている場合でも、定期的に点検や補修を行うなど、安全な維持管理に努めて下さい。

申請・申込み・問合せ
▽区道上：施設管理課(区役所北庁舎2階) ☎内線2714
▽都道上：東京都第六建設事務所管理課 ☎(3882) 1232

自家用広告物のうち、合計面積が一定規模以下のものは、許可が不要です

用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域等	5平方メートル以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域等	10平方メートル以下

*自家用広告物とは、自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物のことです
*屋外広告物の許可が不要でも、道路占用許可申請が必要な場合があります

